

≫妊娠がわかったら≪

○母子健康手帳の交付 『窓口 保健センター』

◎妊娠がわかったら、母子健康手帳の交付を受けましょう。

Q、いつ、どこでもらうの？

A、それぞれの病産院で多少の違いはありますが、超音波検査で胎児心拍の確認、妊娠8週前後の超音波検査で胎児の大きさから妊娠週数・分娩予定日が修正・確定されると、医師から母子健康手帳をもらってくるようにと説明があります。

母子健康手帳は、保健センターで交付します。出産予定日がわかりましたら、保健センターから交付を受けましょう。

保健センターで母子健康手帳の交付を受ける際には、妊娠届出書とアンケートの記入をしていただきます。

妊娠の届出の際には、次のものが必要となります。

1 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

2 身元（実存）の確認（運転免許証・パスポートなど）

→マイナンバーカードをお持ちであれば1点で上記2点を確認できます。

代理人による届出の場合は、委任状の記入が必要となります。

詳しくは保健センターへのお問い合わせ、又は吉見町ホームページをご覧ください。

◎母子健康手帳は、一通り目を通していただき、妊娠・出産・育児に関する記録帳としてご活用ください。

◎転入された方は、お持ちの母子健康手帳をそのままお使いください。

※ただし、妊婦健康診査助成券等の差し替えがありますので、保健センターにお寄りください。

◎妊娠中の健康、日常生活、栄養のことなど不安な点、疑問な点などがありましたら、保健センターへお問い合わせください。



☆このマークのキーホルダーなどをつけている方は妊婦さんです。
気付いたら思いやりをもち、妊婦さんにとって優しい環境づくりにご協力ください。

≫出産を迎えるにあたって≪

○出産育児一時金の支給 『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

吉見町の国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠12週（85日）以上の出産であれば、早産・流産・死産の区別なく支給されます。（医師の証明が必要）

ただし、他の健康保険から出産育児一時金が支給される方（他の健康保険の加入期間が1年以上あり退職後半年以内に出産された場合）には、国民健康保険からは支給されません。

※ 他の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険へお問い合わせください。

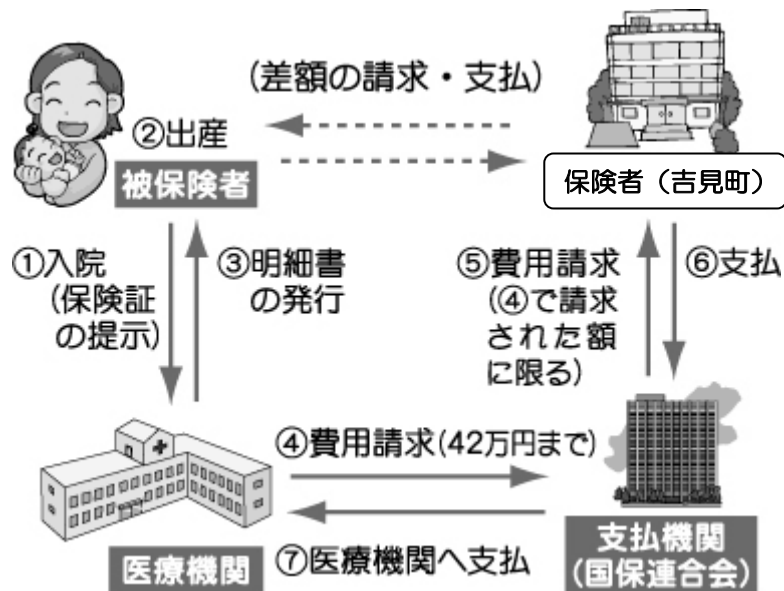
≪支給額≫ 42万円（子ども1人につき）

≪支給方法≫ 原則として医療機関等への直接払い（直接支払制度）となります。

■出産育児一時金直接支払制度のしくみ

出産育児一時金（42万円を限度）の申請とその受け取りを医療機関等があなたに代わって行います。医療機関等とあなたとの間で、代理契約を結ぶことで、出産育児一時金が直接医療機関等に支払われることとなります。なお、直接支払制度に対応しているかどうかは、直接、医療機関へお問い合わせください。

ただし、出産費用が出産育児一時金を超えた分は自己負担となり、下回れば差額分を、後日、町民健康課に申請して支給を受けることができます。



○直接支払制度を活用しない場合・出産費用が42万円に満たない場合

『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

直接支払制度の利用を希望しない場合や海外での出産の場合などは、従来どおり出産後、出産育児一時金の支給申請をしてください。

直接支払制度を利用された方で、出産費用が42万円を下回った場合は、差額分を支給しますので出産育児一時金（差額分）の支給申請をしてください。

申請に必要なもの

- 1 国民健康保険の保険証
- 2 世帯主名義の預金通帳
- 3 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書
- 4 医療機関等から交付される直接支払制度に関する合意文書
- 5 母子手帳等、出産が証明できる書類

○出産費の貸付 『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

吉見町の国民健康保険に加入している出産予定の方に出産費用の貸付けを行います。

《対象者》 出産予定日まで1か月の方

《貸付額》 出産育児一時金の支給見込み額の80%を限度とします。

○両親学級 『窓口 保健センター』

妊娠中の日常生活や、栄養等について学ぶことができる教室です。

お父さんの参加も歓迎です。

事前に保健センターに申し込みをしてください。

令和4（2022）年度

月・日（曜日）	対象者		内容
6月 9日（木） 11日（土）	妊娠中のお母さん・お父さん （お子さん・ご家族の参加も 大歓迎です）	1 日 目	午前10時～正午 マタニティー体操 ※体操できる服装でお越しください。
10月 6日（木） 8日（土）	※1週間前までにお申し込み ください。		妊娠中の栄養について
2月 2日（木） 4日（土）	※母子健康手帳 をご持参ください。	2 日 目	午前10時～正午 妊娠中の過ごし方、出産後の情報 提供など お父さんの妊婦体験 沐浴（もくよく）実習等

◎1日目・2日目とも午前9時45分から受付をします。